

別記様式（証票）（第十六条関係）（平6運令48・全改、平12運令39・一部改正）
（表）

第 _____ 号
官職 _____
氏名 _____
道路運送車両法第76条の40第2項の
検 査 員 証
_____ 年 月 日 発行
_____ 年 月 日 限り有効
国土交通大臣 印
9センチメートル
6.5センチメートル
6.5センチメートル

(裏)

(道路運送車両法抜すい)

第76条の40 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第110条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(7) 第76条の40第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者